住民の皆様へ

11月15日から2月15日は

狩猟期間です　ご注意ください！

狩猟者に対しては、事故防止について徹底を図るよう十分周知しておりますが、地域住民の皆様におかれましても、以下についてご注意いただきますようお願いします。

ご注意いただきたい点

① 狩猟期間（11月15日から2月15日）に入山する際は、できるだけ目立つ服装を心がけましょう。
※ 他人から見えにくい服装（ 迷彩服等）は避けましょう。

② お互いの存在が確認できるよう、できるだけ複数人で話をしながら入山するよう心がけましょう。また、単独での入山の場合にあっては、音の鳴るもの（ 鈴、ラジオ等）を携帯しましょう。

③ 「わな設置」の標識がある場合は近づいたり、わなに触ったりしないようにしましょう。
※ ニホンジカ及びイノシシの「わな猟」については、長野県全域で狩猟期間を3月15日まで延長して「わなの設置」が行われます。

④ 近年は人家近くへの野生動物の出没が多く見られますので、人家周辺でも注意をお願いします。

○ お問い合わせ先

塩尻市役所耕地林務課	電話　0263-52-0824（直通）
長野県松本地域振興局林務課	電話　0263-40-1926（直通）

狩猟者の皆さんへ

11月15日から狩猟が解禁となりますが、狩猟の実施にあたっては、以下の事項をご確認いただき、事故、違反の無いよう十分注意してください。

○ 狩猟における注意点

① 出猟に際しては、「絶対に違反・事故を起こさない」ということを自分に誓いましょう。
② グループ猟の場合、狩猟開始前に、その場所ではどのような場合に事故が発生するおそれがあるかなど、グループの皆さんで話し合うことによって危険を予知し、事故を防止する「危険予知ミーティング」を実施しましょう。
③ 猟銃の発砲にあたっては、矢先の安全確認（獲物の確認）を徹底しましょう。
④ 遠方の薄暗い場所でも識別できる猟服、橙色等の目立つ帽子を着用しましょう。
⑤ 鳥獣保護区、休猟区及び特定猟具使用禁止区域（銃猟）は、毎年の見直しにより区域が変更されていますので、鳥獣保護区等位置図及び現地の標札等で必ず確認しましょう。
・可猟区内にも住宅地や農地が多数存在します。また「牛伏寺」や「牛伏川階段工」等社寺仏閣や史跡等周辺、ゴルフ場周辺には多くの参拝者や観光客、ゴルフプレーヤーが訪れるため、特に注意しましょう。
⑥ 発砲の機会が遠のいたら、こまめに脱包しましょう。
⑦ 網やわなには決められた標識を付け、見回りを励行しましょう。
⑧ 猟犬の管理を徹底し、必ず連れて帰りましょう。
⑨ 事前に、猟場が人家近くではないか、ハイカーの入り込みがないかなど猟場の状況や特徴を十分確認しましょう。
⑩ 猟場をめぐる狩猟者同士のトラブルが発生しないよう、狩猟者相互でコミュニケーションを図りましょう。
⑪ たき火やタバコの火には、十分な注意と後始末を徹底しましょう。
⑫ 法令及び狩猟者としてのマナーを守りましょう。
⑬ 無理のない、心にゆとりのある狩猟を心がけましょう。

○ お問い合わせ先

塩尻市役所耕地林務課　　電話　0263-52-0824（直通）
長野県松本地域振興局林務課　　電話　0263-40-1926（直通）